

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン



長浜観光PRキャラクター
ひでしゅくん

参加店舗募集

登録料・換金手数料 **無料!**

初期投資・機器設備 **不要!**

換金・集計作業 **不要!**

 募集期間

令和7年9月10日(水) ~ 10月8日(水)

※ 10月8日以降もお申し込みは可能ですが、第1クールから参加したい店舗は10月8日までに必ずお申し込みください。

? 「ながはま割」デジタルクーポンとは?

長浜市LINE公式アカウントを友だち登録している方が利用できるデジタルクーポンです。長浜市では市内における購買意欲の喚起と消費拡大を進め、物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援するため、市内参加店舗で利用できるデジタルクーポン各クール2,000円分(400円x5枚)を長浜市公式LINEで配信します。参加資格などを確認のうえ、ぜひ参加してください。

クーポン利用期間

第1クール

11月4^火日 ~ 11月17^月日

第2クール

11月18^火日 ~ 12月1^月日

第3クール

12月2^火日 ~ 12月15^月日

※ 利用期間中であっても予算上限に達し次第、終了します。

クーポンの利用条件

1,000円 ~ 1,999円(税込)の会計でクーポン1枚 **400**円分 利用可能

2,000円 ~ 2,999円(税込)の会計でクーポン2枚 **800**円分 利用可能

3,000円 ~ 3,999円(税込)の会計でクーポン3枚 **1,200**円分 利用可能

4,000円 ~ 4,999円(税込)の会計でクーポン4枚 **1,600**円分 利用可能

5,000円(税込)以上の会計でクーポン5枚 **2,000**円分 利用可能

※ 1回あたり1,000円以上の支払いが対象となります。

参加資格

長浜市内で店舗を運営する中小企業・小規模事業者等のうち下記の参加店舗基準を満たす事業者です。

※ デジタルクーポンの利用は、対象とならないものがあります。詳しくは裏面をご覧ください。

参加店舗基準

- ① 中小企業法に定める「小売業」「サービス業」「飲食業」などに合致する中小・小規模事業者であること。
(中小企業基本法第2条第1項第3号及び第4号に該当する企業)ただし、会社法で定める大会社の子会社であると判断できる事業者は、対象外とする。
- ② 市内に本社、本店を置く事業者は、中小・小規模事業者であるか否かに関わらず対象店舗とする。
- ③ 「観光関連業(宿泊業・旅行業・道路旅客運送業)」は、中小・小規模事業者であるか否かに関わらず対象店舗とする。
- ④ フランチャイズチェーンの場合、加盟店舗(フランチャイジー)が中小・小規模事業者であっても、本部(フランチャイザー)が①に規定する中小・小規模事業者には該当しない場合は対象外とする。

「ながはま割」公式ホームページ



パソコンやスマートフォンから
「ながはま割」のホームページにアクセスして
ください。

<https://nagahamawari.com/>



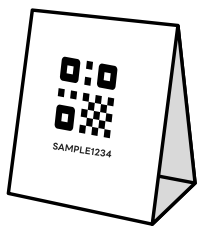
お問い合わせ先

「ながはま割」デジタルクーポン コールセンター

TEL **050-5799-2919**

クーポン利用時の対応の流れ

1



卓上ポップの設置

配付された卓上ポップを
レジ付近に設置してください

2



利用時画面の確認

利用者と利用内容を
画面で確認します

3



利用完了画面の確認

利用完了の画面を確認します

4



値引きして会計

5



口座入金確認

各利用期間が終了した
1ヶ月後に、利用分の
割引額が振り込まれます。

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン 参加店舗募集概要

募集期間

令和7年9月10日(水) ～ 10月8日(水)

※ 10月8日以降もお申し込みは可能ですが、第1クールから参加したい店舗
は10月8日までに必ずお申し込みください。

参加資格

長浜市内で店舗を運営する中小企業・小規模事業者等のうち
下記の参加店舗基準を満たす事業者。

※デジタルクーポンの利用は、対象とならないものがあります。詳しく
は下記をご覧ください。

参加店舗基準

- ① 中小企業法に定める「小売業」「サービス業」「飲食業」などに合致する中
小・小規模事業者であること。（中小企業基本法第2条第1項第3号及び第4
号に該当する企業）ただし、会社法で定める大会社の子会社であると判断で
きる事業者は、対象外とする。
- ② 市内に本社、本店を置く事業者は、中小・小規模事業者であるか否かに関わ
らず対象店舗とする。
- ③ 「観光関連業（宿泊業・旅行業・道路旅客運送業）」は、中小・小規模事業者
であるか否かに関わらず対象店舗とする。
- ④ フランチャイズチェーンの場合、加盟店舗（フランチャイジー）が中小・小規
模事業者であっても、本部（フランチャイザー）が①に規定する中小・小規模
事業者該当しない場合は対象外とする。

クーポンの利用対象とならないもの

- ① 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- ② 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金）
- ③ 国税、地方税等の公租公課
- ④ 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、
プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- ⑤ 本事業の利用期間を越えて利用することができる回数券、食事券
- ⑥ 現金への換金、金融機関への預入れ、宝くじ、公共ギャンブ
ル、パチンコ等への支払い
- ⑦ 買掛金、未払金等の支払い
- ⑧ たばこ（電子たばこ含む）
- ⑨ ガソリン、軽油、灯油、重油
- ⑩ スポーツジム、文化教室等の月謝
- ⑪ 保険診療
- ⑫ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法
律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にお
いて提供される役務
- ⑬ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑭ その他、長浜市長が不適当と認めるもの

事業者向け説明会

日付	会場	時間
9月17日（水）	長浜商工会議所2階	10:00 / 15:00
9月24日（水）	木之本まちづくりセンター	10:00 / 15:00 / 19:00
9月29日（月）	湖北文化ホール	10:00 / 15:00 / 19:00

※ 説明会の参加申し込みは不要です。

参加店舗の申込方法

原則、専用申込フォームからお申し込みください。
店舗紹介用の写真・口座情報をご準備ください。申込時に必要となり
ます。



専用申込フォーム

<https://x.gd/KvCxJ>

※ WEB申込ができない場合は、下記のコールセンターまで連絡ください。

問い合わせ先

「ながはま割」デジタルクーポン コールセンター

TEL 050-5799-2919

期間：令和7年9月1日～令和8年1月30日

時間：平日10:00～17:00

※クーポン利用期間は土日祝日含め 10:00～17:00の時間帯で対応します。

【事業実施者：長浜市】